

第4章 施策の方向性

I 多様な社会参加の促進 ～元気ができるまちづくり～

① 情報提供の充実

高齢期もいきいきとした生活ができるよう、趣味や習い事、ボランティア活動などの様々な社会参加を促進するための情報提供を充実していきます。

② 高齢者主体の取り組みの支援

高齢期を充実したものにするためには、高齢になっても社会と接点を保ちながら自己実現を図る場への参画が大切です。老人クラブへの支援など、高齢者が活躍する場を広げ、生きがいつくり活動や社会活動への参加を促進、支援します。

◆ 継続事業 ◆

【 敬老会事業 】（一般高齢福祉事業）

75歳以上の高齢者を対象に、9月の敬老月間中に主に地域局単位で敬老会を開催します。また、運営については計画期間中に地域特性を最大限活用していきます。

| 現状 | 目標 | | |
|---|-------------|-------------|-------------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| H20年度 対象者 75歳以上 参加者 4,568人 事業費 13,319千円 | 参加者数 4,900人 | 参加者数 5,000人 | 参加者数 5,100人 |

【長寿祝金支給事業】（一般高齢福祉事業）

100歳に達した時に祝金50万円並びに賀詞、88歳に達した時に3万円並びに賀詞を贈呈し、市全体として長寿のお祝いの意を表す事業ですが、第4期計画期間において、見直しを検討していきます。

| 現状 | 目標 | | |
|---|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| H20年度 事業費 24,740千円 100歳対象者 19人×50万円 88歳対象者 508人×3万円 | 100歳 対象者数 19人 88歳 対象者数 640人 | 100歳 対象者数 52人 88歳 対象者数 700人 | 100歳 対象者数 52人 88歳 対象者数 800人 |

③ 生涯学習機会の推進

高齢者が学習に積極的に参加し、心豊かに生きがいを持って暮らせるよう、生きがいづくりの機会となる活動の場づくりを関係機関とともに推進します。

Ⅱ 健康の保持増進

～元気でいられるまちづくり～

① 健康づくりの支援

市民一人ひとりが健康意識を高め、生涯を通じて普段からの健康づくりや体力づくりに取り組み、心身ともに健康に生活できるよう、支援していきます。また、市民の健康づくりへの情報提供や人材派遣など、自主的な取り組みを支援していきます。

◆ 継続事業 ◆

【健康づくり（介護予防）の啓発】（地域支援事業）

地域の高齢者を対象に、地域の集まりやイベントを通して、医師・歯科医師・歯科衛生士・健康運動指導士・保健師等が、介護予防に資する知識の普及を図ります。

| 現状 | 目標 | | |
|----------------------------------|------------|------------|------------|
| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
| H20 年度 事業費 1,168 千円 開催回数 66 回 | 開催回数 100 回 | 開催回数 110 回 | 開催回数 120 回 |

【小・中規模健康の駅事業】（地域支援事業）

小規模健康の駅は、自由な交通手段を持たない高齢者の方でも気軽に取り組めるよう、地域の町内会館などを利用し、地域住民の自主活動として、健康運動を中心とした健康づくりを实践する場です。

中規模健康の駅は、公民館や小学校跡地などを利用し、複数の小規模駅の合同活動や、広いスペースを必要とする活動の場として、健康運動を中心とした健康づくりを实践する場です。

健康の駅推進室では、運動指導・簡易な体力測定・健康講話などを実施し、小・中規模健康の駅参加者のサポートを行います。

| 現状 | 目標 | | |
|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|----------------------------------|
| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
| 開催箇所 17 箇所（小規模） 4 箇所（中規模） | 開催箇所 20 箇所（小規模） 6 箇所（中規模） | 開催箇所 23 箇所（小規模） 8 箇所（中規模） | 開催箇所 26 箇所（小規模） 10 箇所（中規模） |

【シニアパワーアップ教室事業】(地域支援事業)

当該年度に65歳に達する方を対象に、運動習慣づけ、心身機能の向上・保持によりQOL(生活の質)の向上を図り、廃用性症候群を予防します。理学療法、低負荷マシンによる筋力トレーニング、機能的トレーニング、有酸素運動、身体・体力測定などを行います。

| 現状 | 目標 | | |
|----------|----------|----------|----------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 募集人数 90人 | 募集人数 90人 | 募集人数 90人 | 募集人数 90人 |
| 開催回数 9回 | 開催回数 9回 | 開催回数 9回 | 開催回数 9回 |
| 開催箇所 3箇所 | 開催箇所 3箇所 | 開催箇所 3箇所 | 開催箇所 3箇所 |

◆ 新規事業 ◆

【介護予防水中健康運動教室】(地域支援事業)

当該年度に65歳に達する方を対象に、老化や廃用性症候群、生活習慣(労作時姿勢)などが起因となる腰痛・膝痛を軽減し、身体機能の全般的な健康度を向上するために、雄物川温泉保健施設「えがおの丘」を会場にして、主に「水」を利用した健康運動を行います。また、本教室の受講修了者を対象としたフォローアップ教室も通年でを行います。

| 目標 | | |
|------------|------------|------------|
| 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 本教室開催回数 2回 | 本教室開催回数 2回 | 本教室開催回数 2回 |

◆ 継続事業 ◆

【地域自立生活支援事業】(地域支援事業)

高齢者が介護支援ボランティア活動等を通じて、社会参加、地域貢献を行い、かつ、高齢者自身の健康増進も図っていくことを積極的に支援します。秋田看護福祉大学と連携したモデル事業から、現在、地域活動に携わっているリーダーを介護支援の知識や技術を地域で提供できるよう育成し、地域を越えた人材交流により活発な地域活動ができるよう支援します。

| 現状 | 目標 | | |
|---|--|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 支えあいネットワーク活動をしている市民グループやNPO法人との意見交換・学習会の支援をしています。 | 支えあいネットワーク活動をしている市民グループやNPO法人との意見交換・学習会の支援を行います。 | | |

【 はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業 】（一般高齢福祉事業）

65歳以上の高齢者の健康保持及び増進を図るため、市登録の施術所で利用できる「はり・きゅう・マッサージ施術券」を交付します。

| 現状 | 目標 | | |
|---|-------------|-------------|-------------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| H19年度 事業費 17,665千円 H20年度 事業費 21,036千円 「はり・きゅう・マッサージ施術券」を、年12枚（施術1回あたり1,000円の助成）交付しています。 | 対象者：31,500人 | 対象者：32,300人 | 対象者：33,000人 |

◆ 見直し事業 ◆

【 高齢者入浴サービスデー 】（一般高齢福祉事業）

高齢者入浴サービスデー（月1回通常料金の半額で入浴可）を設定し、高齢者の健康増進を進めます。利用できる施設を市直営・第3セクターに加え民間施設にも広げ、対象者も70歳以上から65歳以上に拡大します。市では施設の協力により、入浴料への助成はせずに事業のPR（パンフレット作成など）を行い、入浴券は廃止します。併せて、ふれあい安心カードの利用推進を図り、健康増進、緊急時の安心体制づくりに役立てていきます。

| 現状 | 目標 | | |
|---|-------------|-------------|-------------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 70歳以上の方を対象に、市内入浴施設（市直営・第3セクター）で利用できる「高齢者入浴券」を年6枚（利用1回あたりの上限額400円）交付しています。 H19年度 事業費 6,004千円 申請者数 5,532人 H20年度 事業費 5,937千円 | 対象人数 6,000人 | 対象人数 6,500人 | 対象人数 7,000人 |

② 介護予防活動の支援

健康の事や生活する上での困り事、心配事など、高齢者や家族が気軽に相談でき、安心して暮らしていくことができるよう支援していきます。

◆ 継続事業 ◆

【 総合相談支援事業 】（地域支援事業）

高齢者が住みなれた地域で暮らし続けることができるよう地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス等の活用につなげるなどの支援を行います。

【生きがいづくり支援事業（認知症予防事業）】（地域支援事業）

認知症予防に関心のある方を対象に、脳機能チェックを取り入れ、脳の活性化を図るためのレクリエーション等を実施し、認知症を防ぎ豊かな老後を送れるよう支援します。

| 現状 | 目標 | | |
|---|--|--|--|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 事業費 H19年度 395千円 H20年度 866千円 脳いきいき講座 年1回 H19年度 13人 脳いきいき教室 8箇所開催 H19年度 参加実人員 145人 | 脳いきいき講座 年1回 15人 脳いきいき教室 8箇所開催 | 脳いきいき講座 年1回 15人 脳いきいき教室 9箇所開催 | 脳いきいき講座 年1回 15人 脳いきいき教室 9箇所開催 |

◆ 見直し事業 ◆

【ふれあい安心カード交付事業】（一般高齢福祉事業）

おおむね 65 歳以上の方を対象に、ふれあい安心カードを交付し、高齢者入浴サービスデー事業の身分証明書として使用できるよう付加価値をつけます。また、高齢者入浴サービスデーの普及と、緊急時の安心体制づくりを進めるため、交付者数 350 人を目指します。

| 現状 | 目標 | | |
|----------------------------------|-----------|-----------|-----------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| H19年度 交付者数 25人 H20年度 交付者数 50人 | 交付者数 150人 | 交付者数 250人 | 交付者数 350人 |

Ⅲ

特定高齢者への支援

～要支援にならないまちづくり～

① 特定高齢者の把握

要介護には至らないものの介護予防の観点から支援が必要な高齢者を把握するため、生活機能評価の実施を推進します。併せて、関係機関・かかりつけ医とも連携し、特定高齢者を把握していきます。

◆ 継続事業 ◆

【特定高齢者把握事業】(地域支援事業)

特定健康診査・後期高齢者健康診査と同時に生活機能評価(介護予防健康診査)を実施します。その他、相談や訪問活動からも特定高齢者を把握していきます。

| 現状 | 目標 | | |
|----------------------------|--------------|--------------|--------------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 生活機能評価実施者 H19年度 10,790人 | 実施人数 10,200人 | 実施人数 10,300人 | 実施人数 10,400人 |
| 事業費 H19年度 3,096千円 | | | |
| H20年度 48,897千円 | | | |

② 介護予防事業の充実(地域支援事業)

生活機能評価の実施により、把握した特定高齢者が個々に合わせた介護予防に取り組めるよう、介護予防事業の充実を図ります。

◆ 継続事業 ◆

【通所型介護予防事業】(地域支援事業)

特定高齢者を対象に、通所による介護予防を目的とした「運動器の機能向上プログラム」「栄養改善プログラム」「口腔機能の向上プログラム」に参加してもらい、自立した生活の確立と自己実現の支援を行います。

| 現状 | 目標 | | |
|-------------------|-----------|-----------|-----------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 実施人数 H19年度 98人 | 実施人数 120人 | 実施人数 140人 | 実施人数 160人 |
| 延人数 1,323人 | | | |
| 事業費 H19年度 7,728千円 | | | |
| H20年度 16,158千円 | | | |

【訪問型介護予防事業】(地域支援事業)

特定高齢者であって、心身の状況などにより通所型介護予防事業への参加が困難な方を対象に、保健師等が居宅を訪問し、必要な相談・指導等を行います。

| 現状 | 目標 | | |
|--------------------------|----------|----------|----------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 実施人数 H19年度 13人 延 117回 | 対象人数 20人 | 対象人数 20人 | 対象人数 20人 |

【介護予防ケアマネジメント業務】(地域支援事業)

特定高齢者が要介護状態等となる事を予防するため、心身の状況、置かれている環境、その他の状況に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業が包括的かつ効率的に実施されるよう、必要な援助を行います。

| 現状 | 目標 | | |
|-----------------|-----------|-----------|-----------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 実施人数 H19年度 111人 | 実施人数 140人 | 実施人数 160人 | 実施人数 180人 |

③ 自立支援の推進

一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯など、すべての高齢者が生きがいを持ち、安心して自立した生活が続けられるよう、生活を支えるサービスを充実していきます。

また、高齢者への見守りや総合支援を目的とした高齢者台帳を整備し、生活の安心を支える仕組みづくりを推進します。

◆ 継続事業 ◆

【生活管理指導員派遣事業(ヘルパー派遣)】(地域支援事業)

おおむね 65 歳以上の方で、要支援要介護認定で「非該当」と認定された方、または自立とみなされた方を対象に、生活管理指導員を派遣し、日常生活に関する支援及び指導を行い、要介護状態への進行を予防することを目的とします。

| 現状 | 目標 | | |
|--|----------|----------|----------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 事業費 H18年度 1,902千円 29人 H19年度 1,715千円 30人 H20年度 2,033千円 | 対象人数 35人 | 対象人数 35人 | 対象人数 35人 |

【生活管理指導短期宿泊事業（ショートステイ）】（地域支援事業）

おおむね 65 歳以上の方で、要支援要介護認定で「非該当」と認定された方、または自立とみなされた方を対象に、疾病等の理由により一時的に施設へ宿泊し、生活習慣等の指導を行うとともに体調調整を図り、要介護状態への進行を予防することを目的とします。

| 現状 | 目標 | | |
|--|----------|----------|----------|
| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
| 事業費 H18 年度 137 千円 4 人 H19 年度 88 千円 3 人 H20 年度 448 千円 | 対象人数 7 人 | 対象人数 7 人 | 対象人数 7 人 |

◆ 見直し事業 ◆

【配食サービス事業】（一般高齢福祉事業）

おおむね 65 歳以上の一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯等で、要支援要介護認定で「非該当」と認定された方、または自立とみなされた方及び要支援者を対象に、居宅を訪問し、夕食を提供すると同時に安否確認を行い、異常があった場合は関係機関への連絡を行います。市が実施する回数を週 3 回までに統一することで地域間の不均衡の是正を行い、併せて、事業実施を弁当業者に統一して委託単価を 900 円にするとともに、利用者負担を課税世帯は 500 円、非課税世帯及び生活保護世帯は 250 円にします。

| 現状 | 目標 | | |
|--|------------|------------|------------|
| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
| 事業費 H18 年度 31,558 千円 H19 年度 28,662 千円 H20 年度 44,263 千円 | | | |
| 利用者数 H18 年度 304 人 H19 年度 344 人 | 利用者数 330 人 | 利用者数 350 人 | 利用者数 350 人 |
| 地域によって利用者負担や委託単価が異なっています。 | | | |

【生きがい活動支援通所事業（デイサービス）】（一般高齢福祉事業）

おおむね 60 歳以上の方で、要支援要介護認定で「非該当」と認定された方、または自立とみなされた方を対象に、各地域にある施設を利用し、趣味活動等の各種サービスを提供することで、閉じこもり防止や介護予防につなげます。また、運動カリキュラムの導入等介護予防事業としての内容充実と、サービスの標準化を図ります。

| 現状 | 目標 | | |
|--|------------|------------|------------|
| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
| 事業費 H18 年度 12,789 千円 H19 年度 25,476 千円 H20 年度 28,409 千円 | | | |
| 利用者数 H18 年度 147 人 H19 年度 257 人 | 利用者数 380 人 | 利用者数 400 人 | 利用者数 420 人 |

【緊急通報体制等整備事業】（一般高齢福祉事業）

おおむね 65 歳以上の一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯、身体障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯を対象に、急病や災害が発生した場合などの緊急時に迅速かつ適切な対応をするため、緊急通報システムへ徐々に一本化を図り、容易に通報できる装置を貸与します。

| 現状 | 目標 | | |
|---|------------|------------|------------|
| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
| 緊急通報システム（横手地域） H19 年度 事業費 9,981 千円 H20 年度 事業費 10,255 千円 | 利用者数 550 人 | 利用者数 555 人 | 利用者数 560 人 |
| ふれあい安心電話（他地域） H19 年度 事業費 5,915 千円 H20 年度 事業費 6,718 千円 | | | |

◆ 新規事業 ◆

【高齢者台帳の整備】（地域支援事業）

これまで市内の高齢者が高齢福祉サービスを利用する場合には、サービスごとに実態調査票を添付するなど、その都度、違う様式で記入した台帳を作成していました。平成 21 年度から、統一された共通項目にデータを入力し、庁内の各担当部局で情報を共有することにより、サービス利用者の状況や今後利用が可能なサービスについて、利用者の状況をリアルタイムに把握することを目的として高齢者台帳を整備します。

高齢者のいる世帯の実態を調査し、台帳を整備することで、災害時の要支援者の実態把握や、高齢者世帯へ必要な支援、サービス利用への働きかけ、横断的な支援のあり方の検討など、高齢者への総合支援を推進します。

なお、この高齢者台帳を整備することで、災害発生時におけるデータの活用など、安心できる地域ネットワーク体制の整備も図っていきます。

| 目標 | | |
|--|---------------|-----------------------|
| 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
| 高齢者台帳システムの運用を開始します。実態調査を行い、データを更新していきます。 | データを更新していきます。 | 高齢者台帳システムの完全運用を目指します。 |

IV

要支援・要介護高齢者への支援

～要支援・要介護になっても安心できるまちづくり～

① 予防サービスの充実

適切な予防サービスにより、状態の悪化や重症化を防ぎ、日常生活の自立に向けて意欲を持って取り組むことができるようサービスの充実を図ります。

② 介護サービスの充実

介護サービス（介護給付）及び介護予防サービス（予防給付）の供給量を確保するため、必要な基盤整備や事業者の参入促進に努めます。

地域密着型サービスや介護予防サービス（地域支援事業）の基盤整備や供給量を確保するため、「地域介護・福祉空間整備等交付金（※）」を活用するとともに、情報提供や事業者相互の連携の支援等を行い、事業者の参入を促進します。保険者として、サービスの量と質の確保に努めます。

※ 地域介護・福祉空間整備等交付金：

地方公共団体が地域の実情に合わせて、予防から介護に至るまでのサービス基盤を面的に整備することを支援するため、従来の施設整備費補助金制度に替わり、平成17年度に創設された制度。

③ 介護保険サービスを円滑に提供するための支援

サービス提供事業者が、利用者の尊厳を守り、利用者の自立を支援して生活の質を高められるよう、常に専門性の向上と倫理の確立への取り組みを支援します。

介護サービスの質を確保し、給付の適正化を推進するため、介護サービス事業者に対して、計画的な指導及び検査を実施します。

地域密着型サービスに対する指定・指導監督、介護事業者への立ち入り権限等の強化された保険者機能を活用することにより、サービスの質の確保に関与します。

介護保険料の納入が経済的に困難な被保険者に対しては、介護保険制度改正を踏まえ、適切な負担の軽減策を実施します。

要介護認定は、予防給付対象者（要支援1・2）の判定を行うとともに介護予防効果を検証する指標にもなるため、その役割は重要であり、公正・公平かつ的確な要介護認定を行うため、認定調査員や審査会委員を対象とした研修等により充実に努めます。

ケアマネジメントにおける医療と福祉の連携を促進するため、介護支援専門員（ケアマネジャー）が医師に相談しやすい環境づくりと、医師と介護支援専門員をはじめとするサービス担当者間の情報共有化を図るしくみを構築します。

被保険者、学識経験者、地域ケア関係団体代表等からなる「地域包括支援センター運営協議会」によって、地域包括支援センターの適切な運営と公正性・中立性の確保を図ります。

被保険者、学識経験者、保健・医療・福祉関係者からなる「地域密着型サービス運営委員会」によって、地域密着型サービスの計画的な整備と適切な制度運営を図ります。

日常生活圏域別の地域密着型サービスは、より質の高いサービスの提供及び業者選定の公平性、透明性の確保の観点から、公募により事業者を選定します。

◆ 継続事業 ◆

【介護給付適正化事業】

秋田県介護給付適正化計画に基づき、主要適正化5事業を中心に介護給付の適正化へ向けた取り組みを強化していきます。また、介護保険の適正運営を図るための制度周知や苦情・通報の適切な把握及び分析を行います。

ア. 認定調査状況チェック

要介護認定の適正化を図るための研修会等を実施するとともに、一部委託している認定調査の市職員によるチェックを行います。

イ. ケアプランの点検

ケアプランがケアマネジメントのプロセスを踏まえ「自立支援」に資する適切なケアプランをなっているかを介護支援専門員とともに検証確認しながら、介護支援専門員の「気づき」を促すとともに、お互いのレベルアップを図り、健全な給付の実施を支援します。

| 目標 | | |
|----------------|----------------|----------------|
| 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
| 書類 一部抽出点検 20 件 | 書類 一部抽出点検 30 件 | 書類 一部抽出点検 40 件 |
| 訪問 一部抽出点検 5 件 | 訪問 一部抽出点検 10 件 | 訪問 一部抽出点検 10 件 |

ウ. 住宅改修の点検

事前訪問調査や事後確認の推進を図り、自立支援に向けた効果的な住宅改修につなげます。また、介護事業者研修会などにより、情報提供や課題の共有・指導を行います。

エ. 医療情報との突合・縦覧点検

秋田県国民健康保険団体連合会との連携を図り、医療情報との突合せ及び縦覧点検に基づく過誤調整等を実施しています。

オ. 介護給付費通知

これまでに利用したサービスの内容や、要した費用について確認していただきながら、介護保険制度に対する理解を深めていただくことで適正な運営を図ります。

⑥ 要援護高齢者への生活支援

一人暮らしや虚弱などで支援を必要とする高齢者及び介護をしている家族が、住み慣れた自宅で安心して暮らせるよう、日常生活の支援を充実していきます。

◆ 継続事業 ◆

【寝具クリーニングサービス事業】（一般高齢福祉事業）

おおむね 65 歳以上の一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯並びに身体障害者で、老衰、心身の障害等の理由により寝具類等の衛生管理が困難な方を対象に、寝具（掛け布団、敷き布団、毛布）の洗濯、乾燥及び消毒を行います。利用は年 2 回以内（1 回あたり 3 点まで）で組み合わせは自由です。

| 現状 | 目標 | | |
|---|-----------|-----------|-----------|
| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
| H18 年度 事業費 260 千円 対象人数 67 人 H19 年度 事業費 252 千円 対象人数 62 人 H20 年度 事業費 519 千円 | 対象人数 75 人 | 対象人数 75 人 | 対象人数 75 人 |

【移送サービス事業】（一般高齢福祉事業）

おおむね 65 歳以上の一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯並びに身体障害者〔要介護認定で、要介護度 4、5 と認定された方（但し、緊急の場合には実態調査において要介護度 4 以上相当と認められる方も可）〕で、身体的な理由により、一般の交通機関（介護タクシーを含む）を利用することが困難な方を対象に、医療機関への通院または入退院及び市、福祉団体が主催する事業または会議に参加するときなど、移送用車両により送迎します。

| 現状 | 目標 | | |
|---|------------|------------|------------|
| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
| H18 年度 事業費 5,315 千円 回数 1,972 H19 年度 事業費 5,915 千円 回数 2,366 H20 年度 事業費 7,470 千円 | 回数 2,586 回 | 回数 2,686 回 | 回数 2,786 回 |

【介護用品支給券支給事業】

要介護認定で要介護度 3 から 5 と認定された高齢者等であって、市民税非課税世帯または市民税均等割のみ課税世帯に属する方を介護している家族を対象に、市民税非課税世帯の方には年額 66,000 円、均等割のみ課税世帯の方には年額 48,000 円を上限として、「介護用品支給券」を支給します。

| 現状 | 目標 | | |
|--|------------|------------|------------|
| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
| H19 年度 事業費 15,617 千円 利用者数 294 人 H20 年度 事業費 28,614 千円 利用者数 567 人 | 利用者数：634 人 | 利用者数：650 人 | 利用者数：670 人 |

◆ 見直し事業 ◆

【 理美容訪問サービス事業 】（一般高齢福祉事業）

理・美容院に出向くことが困難な方を対象に、出張料金が無料で理美容訪問サービスができる理美容所を、対象者からの利用希望に応じて適切にあっせんします。

| 現状 | 今後の方向性 |
|---|--|
| 事業費 H18年度 485千円 H19年度 605千円 H20年度 713千円 対象者が希望する日時に居宅を訪問し、理美容サービス（年4回以内）を行い、理美容組合に出張料（2,500円）を助成しています。 | 理美容組合に加入していない事業所も利用できることにより、事業所の選択肢が拡大することや、年4回の上限回数・要介護度の要件をなくすことで、利便性の向上を図ります。 |

⑦ 認知症高齢者のケアの充実

認知症高齢者やその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、認知症高齢者の把握をはじめ、認知症高齢者見守り事業、認知症サポーターの養成など、認知症高齢者の介護にあたっている家族への支援の充実を目指します。

◆ 継続事業 ◆

【 徘徊高齢者家族支援サービス事業 】（地域支援事業）

徘徊のみられる認知症の高齢者等を介護している家族を対象に、認知症の高齢者等が徘徊した場合に早期発見できる仕組みを活用し、その居場所を家族等に伝え、安心して介護できる環境整備をします。

| 現状 | 目標 | | |
|------------------------------|---------|---------|---------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 事業費 H19年度 8千円 H20年度 143千円 | 対象人数 5人 | 対象人数 5人 | 対象人数 5人 |

◆ 新規事業 ◆

【 認知症高齢者見守り事業 】 (地域支援事業)

平成 21 年度より、地域支えあいネットワーク（見守りネットワーク）の一つとして、認知症高齢者見守り事業の「キャラバン・メイト養成研修」「認知症サポーター養成講座」を行います。

キャラバン・メイトは地域で暮らす認知症の人やその家族を応援する「認知症サポーター」をつくる「認知症サポーター養成講座」を実施します。「キャラバン・メイト養成研修」を修了した者が講師として学校・職場等を訪問し「認知症サポーター養成講座」の定期開催を実施し、事業全体のコーディネイト役を担います。

「認知症サポーター養成講座」は、認知症についての正しい知識を深め、理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族に対して温かい目で見守る応援者を養成することを目的としています。実施主体は市で、事務局を地域包括支援センターに置き、事業対象者である、地域、職域、学校等において講座を開催します。

事業内容は「キャラバン・メイト養成研修」を受講したキャラバン・メイトに委託して行い、内容は概ね 90 分程度の研修とし、研修のカリキュラムは認知症の基礎知識である認知症とは何か、認知症の症状とは、早期診断・治療の重要性、権利擁護、認知症の人への対応、家族の支援、認知症サポーターとしてできること等を学びます。認知症サポーターは何かを特別にやってもらうものではなく、認知症を正しく理解してもらい、認知症の人や家族を温かく見守る応援者になってもらいます。また、認知症サポーターの中から地域のリーダーとして、まちづくりの担い手が育つことも期待されます。

認知症サポーター養成講座修了者には、キャラバン・メイトを通じ、認知症サポーターの証となる「オレンジリング」を交付します。

研修を開催しようとするキャラバン・メイトは、市に対し研修の実施計画書を提出してもらい具体的な活動を報告し、事務局は「認知症サポーター養成講座」実施のバックアップをしていきます。

キャラバン・メイトは、研修終了後に、報告書を提出し、市はキャラバン・メイトから提出された実施計画書、及び報告書について、全国キャラバン・メイト連絡協議会に報告します。

市は認知症の人と家族への応援者である「認知症サポーター」を養成することで、認知症になっても安心して暮らせるまち、地域において見守り・支えあいのまちを目指します。認知症の方を介護保険等のフォーマルサービスだけで支えていくのは困難なため、インフォーマルの力を活用し、日常生活においては近隣の支えにより訪問・相談等が行われ、それに加えて、福祉・医療・保健・地域がそれぞれ連携した地域支えあいネットワークを構築し認知症に対し取り組み支援していきます。

| 目標 | | |
|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
| キャラバン・メイト養成研修開催 1 回 キャラバン・メイト 15 人 | キャラバン・メイト養成研修開催 1 回 キャラバン・メイト 20 人 | キャラバン・メイト養成研修開催 1 回 キャラバン・メイト 25 人 |
| サポーター養成講座開催 25 回 認知症サポーター 500 人 | サポーター養成講座開催 25 回 認知症サポーター 1,000 人 | サポーター養成講座開催 25 回 認知症サポーター 1,500 人 |

⑧ 介護者への支援

介護にあたっている人が一人で悩まず、介護の負担軽減や介護に対する知識・技術などの向上のため、同じ悩みを抱える家族のサポート強化やネットワークづくりを支援していきます。

◆ 見直し事業 ◆

【在宅介護支援事業】（一般高齢福祉事業）

家族介護に関する教室（介護研修、介護相談）や、情報交換し合う会を開催します。併せて、認知症の高齢者を介護している家族が相互作用により、認知症の正しい理解と適切対応ができるような交流会を開催します。

| 現状 | 今後の方向性 |
|--|--|
| <p>【家族介護教室】 家族介護教室を開催し、介護研修や介護相談を実施しています。</p> <p>【家族介護者交流事業】 要介護度4～5の方を在宅で介護している方を対象に、家族介護者交流会を開催し、日頃の介護疲れを癒していただくことを目的としています。</p> | <p>関連事業である家族介護教室と家族介護者交流事業を統合し、食事付入浴券は廃止します。</p> |

V

.保健福祉基盤整備と住まいの支援

～生活環境を支えるまちづくり～

① 住まいづくり・住まいの支援

高齢者が身近な地域で安心して快適に暮らしていくために、高齢者の生活を支援していきます。

◆ 継続事業 ◆

【高齢者住宅整備資金融資あっせん事業】（一般高齢福祉事業）

おおむね 65 歳以上の親族である高齢者と同居し、高齢者向けの居室等の整備が必要であること、市税及び介護保険料を完納していること、整備資金の償還に十分な支払能力を有することの条件を満たす方を対象に、高齢者向けの居住環境を改善するための整備資金の融資あっせん並びに利子補給を行います。

（融資の最高限度額は1戸あたり：300万円、資金貸付金の利率年3%以内で償還期間は10年です）

【一人暮らし高齢者等雪下ろし雪寄せ支援事業】（一般高齢福祉事業）

おおむね 65 歳以上の高齢または身体上の理由等により、独力で雪下ろし及び雪寄せをすることが困難であり、親族または近隣者等からの援助を得ることができない方を対象に、対象者宅の雪下ろし及び道路除雪車により家屋前に除雪された雪塊を排雪する者をあっせんし、それに要する経費の一部を助成します。

| 現状 | 目標 | | |
|-----------------------|------------------|------------------|------------------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 事業費 H19年度 19,613千円 | | | |
| 利用者 雪下ろし 241人 | 利用者 雪下ろし 255人 | 利用者 雪下ろし 260人 | 利用者 雪下ろし 265人 |
| 雪よせ 267人 | 雪よせ 270人 | 雪寄せ 270人 | 雪よせ 270人 |
| H20年度 20,243千円 | | | |

② 地域コミュニティの活用

一人暮らし高齢者をはじめとした、すべての高齢者が安心して暮らしていくために、地域における施設を活用し、身近な地域での見守り、支えあいにつながるよう、ふれあいの場を提供できるようにしていきます。

③ 介護保険施設・地域密着型サービス拠点の整備

要介護状態になっても住みなれた地域で生活できるように、地域における在宅及び施設サービスを提供する地域密着型サービス拠点を整備し、本人の健康状態の維持と家族の負担軽減を図ります。

| | | 平成 17年度 | 平成 18年度 | 平成 19年度 | 平成 20年度 | 平成 21年度 | 平成 22年度 | 平成 23年度 | 合計 |
|-------------|-------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----|
| | | 定員 | 整備数 | 整備数 | 整備数 | 整備数 | 整備数 | 整備数 | |
| 介護保険施設 | 介護老人福祉施設（特養） | 514 | 0 | 50 | 0 | 0 | 0 | 0 | 564 |
| | 地域密着型介護老人福祉施設（特養） | 0 | 0 | 24 | 0 | 29 | 29 | 29 | 111 |
| | 介護老人保健施設（老健） | 450 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 450 |
| 施設医療 | 療養型病床 | 50 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 50 |
| 介護専用居住系施設 | 認知症対応型共同生活介護 | 216 | 36 | 0 | 9 | 0 | 0 | 0 | 261 |
| | 特定施設入居者生活介護 | 30 | 50 | 0 | 0 | 44 | 0 | 0 | 124 |
| | 地域密着型特定施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 小規模多機能型居宅介護 | | 0 | 25 | 0 | 0 | 25 | 25 | 25 | 100 |

VI

連携と支えあいの仕組みづくり

～地域で支えるまちづくり～

① 関係機関などの連携の推進

保健、医療、福祉など地域における高齢者を支える関係機関、団体の連携強化と質の向上を図り、地域ケア体制整備を目指します。

地域包括支援センターや各地域局が主導して地域ケア会議の活性化を図り、保健、医療、福祉、行政、介護サービス事業者等を含め情報の共有、意思統一を図ります。具体的には、高齢者を中心としたアセスメントを確立し、要支援者に対する検討課題・問題点等から、年齢性別、世帯分類、医療状況、障害の状況、経済状況、援助・かかわりの経過等、医師の参加するレベルまで、高齢者台帳へ記載する要点の統一化を推進します。また、地域ケア会議を社会資源の活用、ケアマネジメント実践の場と位置づけることにより、ただ困難事例を紹介するだけの会議と画一化せず、関係者同士が気楽に情報交換できる場としての役割も果たしながら、緊急時には随時開催することでサービスや支援体制の評価、その後の経過報告にも対応することとします。

なお、保険者が参加することにより、介護保険サービス利用時におけるヘルパーの使途範囲などについて、アセスメントに基づいて判断する機関と位置づけるとともに、介護給付適正化事業にも情報を提供して活用していきます。

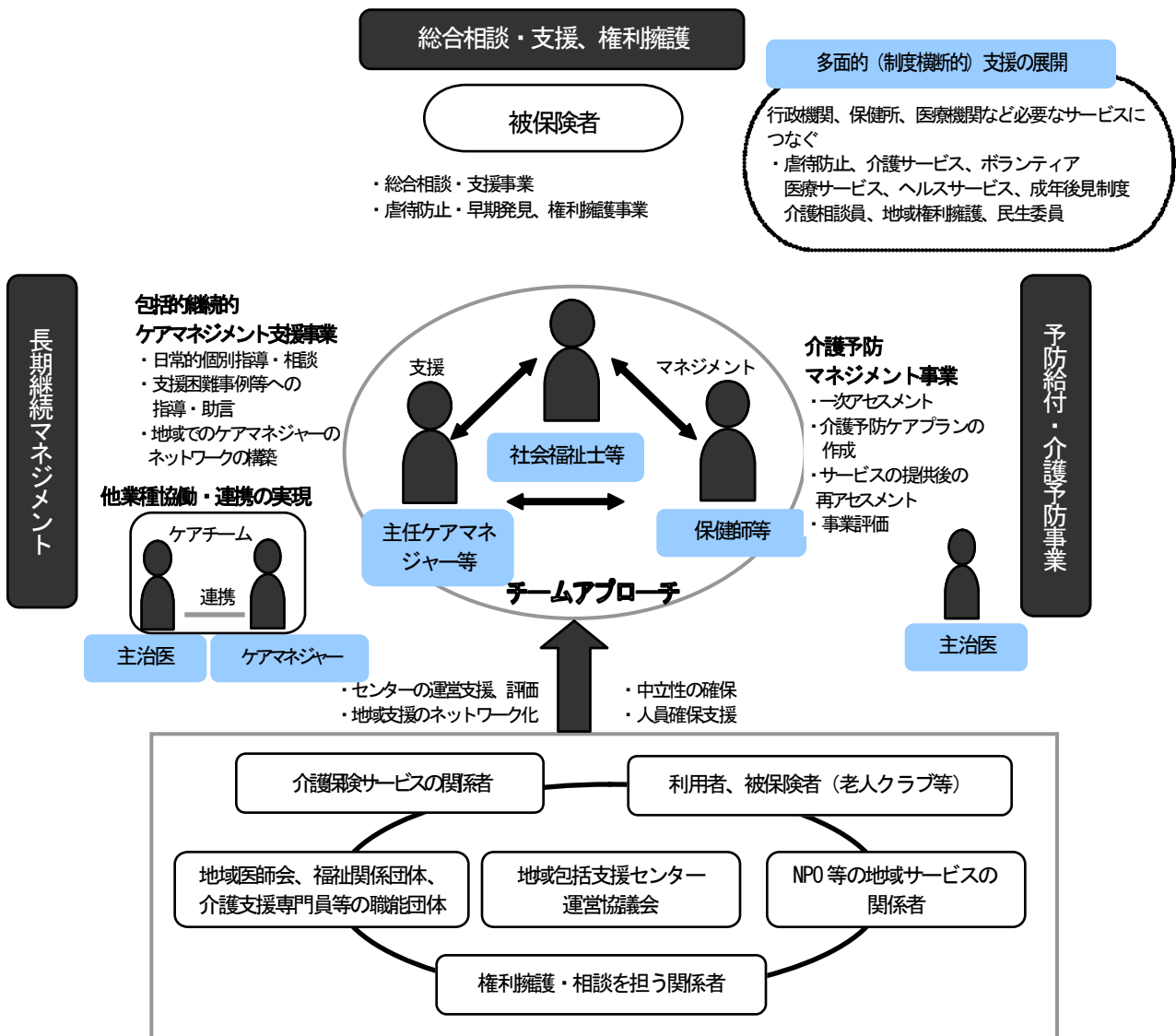
◆ 継続事業 ◆

【 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 】(地域支援事業)

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域において、多職種相互の協働等により連携し、包括的かつ継続的に支援していきます。また、個々の介護支援専門員に対する支援をします。

| 現状 | 今後の方向性 |
|-----------------------------------|---|
| H18 ケアマネジメント研修会 8回 | 介護保険サービス事業所のサービスの質の向上と標準化を図るため、定期的に連絡会、研修会等を行っていきます。自主活動ができるようすすめていきます。 |
| H19 " 12回 | |
| H20 " 13回 | |

【地域包括支援センター（地域包括ケアシステム）の業務体系図】



【地域ケア会議の開催】

地域包括支援センターが行う地域ケア会議を毎月一回定期的に行うことにより、保健、医療、福祉、行政、介護サービス事業者等を含めた地域局単位での意思統一を図り、地域における関係機関同士の連携強化と質の向上を目指します。

② 地域における支えあいの推進

一人暮らしや高齢者のみ世帯など地域の高齢者世帯への、一声訪問などでの安否確認、ふれあい活動を行うなど、地域で支えあう仕組みづくりを推進します。

◆ 見直し事業 ◆

【 地域支えあいネットワークの構築 】(地域支援事業)

地域において一人暮らしや高齢者のみ世帯を支えるネットワークづくりを行います。

| 現状 | 今後の方向性 |
|------------------------------------|---|
| H19 1 回開催 市内の新聞代理店、郵便局代表者など 32 名参加 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域における高齢者のみの世帯の見守り、地域支えあいネットワークづくりを進めます。 ・地域ケア会議の充実を図り、地域ケアの体制整備に取り組みます。 ・保険・医療・福祉関係機関、NPO 法人、地域団体等が機能的に連携が図れるネットワーク体制の構築を目指します。 |

◆ 新規事業 ◆

【 高齢者台帳の整備 】(再掲) (地域支援事業)

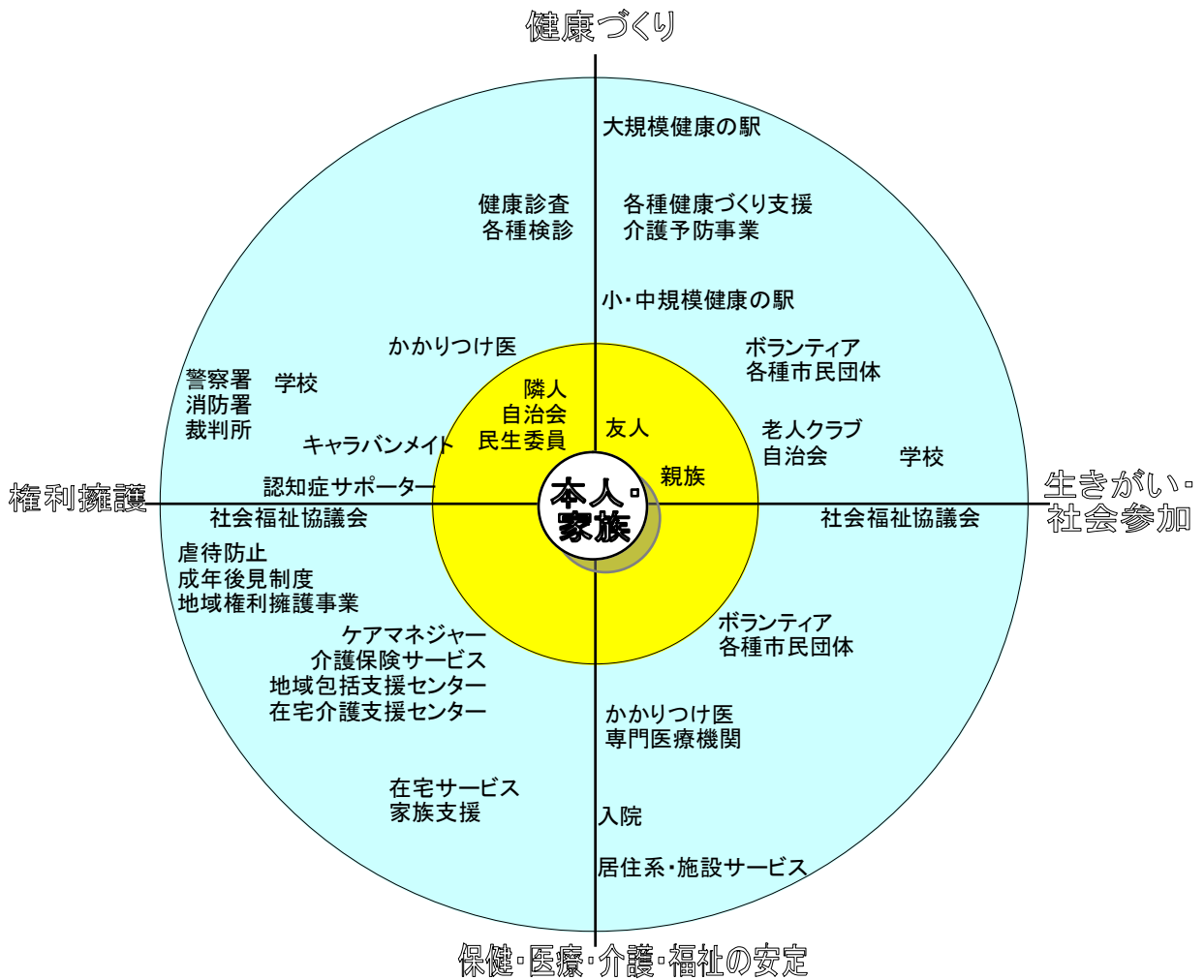
これまで市内の高齢者が高齢福祉サービスを利用する場合には、サービスごとに実態調査票を添付するなど、その都度、違う様式に記入した台帳を作成していました。平成 21 年度から、統一された共通項目にデータを入力し、庁内の各担当部局で情報を共有することにより、サービス利用者の状況や今後利用が可能なサービスについて、利用者の状況をリアルタイムに把握することを目的として高齢者台帳を整備します。

高齢者のいる世帯の実態を調査し、台帳を整備することで、災害時の要支援者の実態把握や、高齢者世帯へ必要な支援、サービス利用への働きかけ、横断的な支援のあり方の検討など、高齢者への総合支援を推進します。

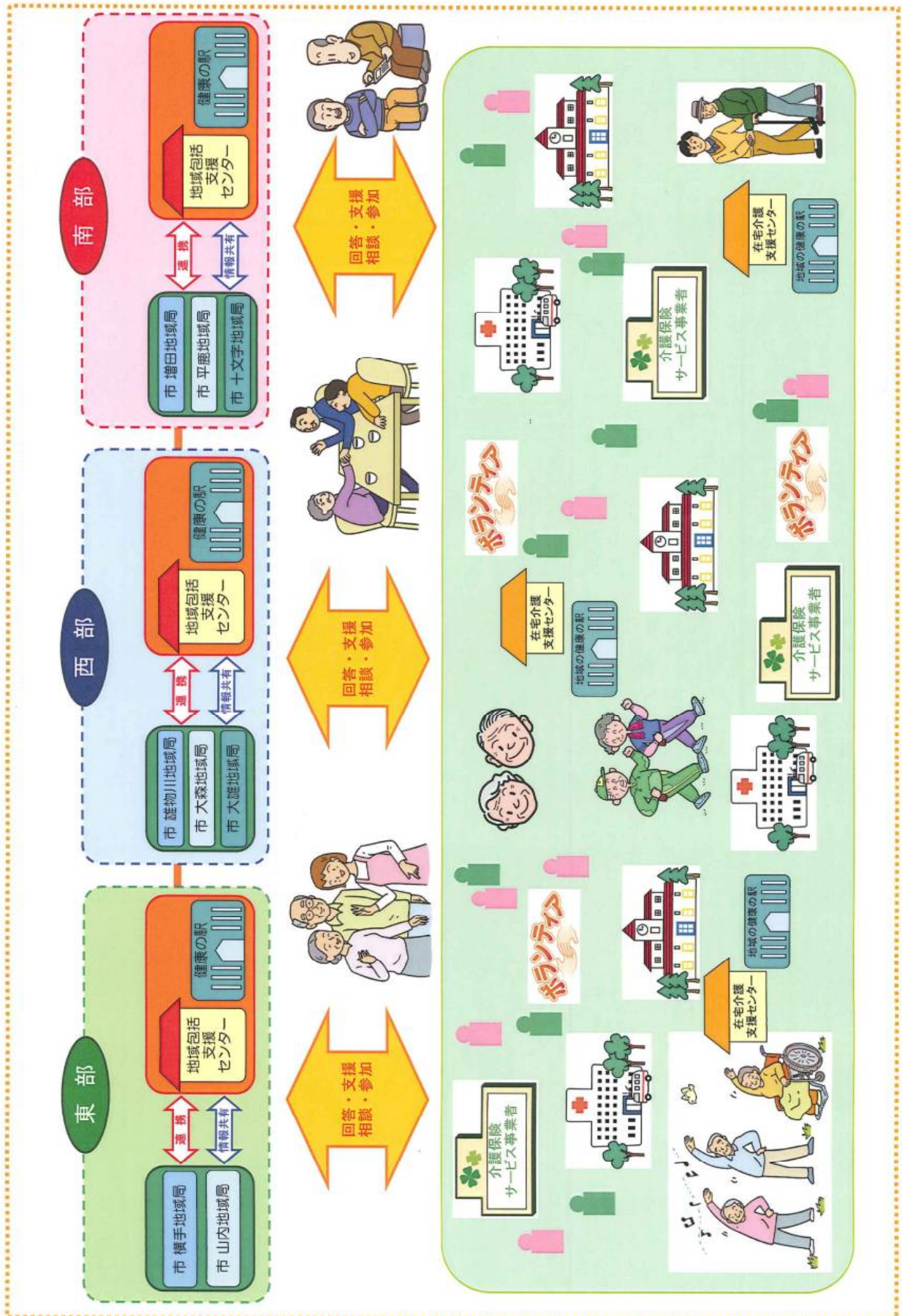
なお、この高齢者台帳を整備することで、災害発生時におけるデータの活用など、安心できる地域ネットワーク体制の整備も図っていきます。

| 目標 | | |
|--|---------------|-----------------------|
| 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
| 高齢者台帳システムの運用を開始します。実態調査を行い、データを更新していきます。 | データを更新していきます。 | 高齢者台帳システムの完全運用を目指します。 |

【地域支えあいネットワーク構成図】



【地域支えあいネットワークのイメージ図】



③ 情報提供の充実

介護保険や保健福祉サービスの内容や利用方法についてのガイドブックの配布など、情報提供を充実して、より利用しやすいサービスの実施に努めていきます。

◆ 継続事業 ◆

【ガイドブック作成事業（介護保険利用の手引き）】（地域支援事業）

介護保険制度を分かりやすく解説したガイドブックを作成・配布することにより、制度の普及、理解促進に役立てていきます。

④ 権利擁護と利用者保護の仕組みづくり

高齢者虐待や消費者被害の防止について普及啓発を図るとともに、高齢者の権利擁護という視点で成年後見制度の活用促進、及び困難事例や緊急時の対応など、老人福祉施設への措置等について支援を行います。

◆ 継続事業 ◆

【成年後見制度等利用事業】（地域支援事業）

地域の高齢者を対象に、成年後見制度利用者に係る低所得高齢者の申立てに要する経費や、成年後見人等の報酬の助成を行います。

【権利擁護業務】（地域支援事業）

地域の高齢者を対象に、成年後見制度の活用を促進します。老人福祉施設等への措置への支援を行います。高齢者虐待や、困難事例への対応、消費者被害の防止を図ります。

【介護相談員派遣事業】（地域支援事業）

介護サービス事業所などに介護相談員が訪問して、利用者やその家族から施設サービスに係る不安や要望等を聞き、事業所へ橋渡しをしながら、問題の改善やサービスの資質の向上を図ります。

| 現状 | 目標 | | |
|---|-----------|-----------|-----------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
| 事業費H19年度 4,941千円 訪問箇所 31箇所 H20年度 5,866千円 訪問箇所 36箇所 | 訪問箇所 40箇所 | 訪問箇所 50箇所 | 訪問箇所 60箇所 |